

○遺族補償年金の受給資格等に係る生計維持関係について

〔平成3年4月1日地基補第80号
各支部事務長あて 補償課長〕

地方公務員災害補償法第32条第1項の「職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していたもの」については、「遺族補償の支給について」（昭和56年12月25日付け地基企第43号。以下「理事長通知」という。）の第1項の(1)によることとされているが、職員とその孫、祖父母又は兄弟姉妹（以下「孫等」という。）との間の生計維持関係の取扱いについてその統一を期する必要が認められるため、下記の基準により取り扱うこととしたので、その処理に遺漏のないようにされたい。

記

- 1 理事長通知の第1項の(1)に「主として職員の収入によって生計を維持していた者のみでなく、職員の収入によって生計の一部を維持していた者をも含む」とあるのは、例えば職員の配偶者、父母等一般的には職員との間の生計維持関係を認めることが社会通念上相当な者に一定の収入があり、そのため、生計の一部維持関係は認められても主として職員の収入によって生計を維持していたとは評価しがたい場合について、遺族補償の受給資格等の要件としての生計維持関係が認められることを念のため明らかにしたものであり、職員との間に生計の一部維持関係があった者について常に生計維持関係が認められる趣旨ではない。
- 2 職員の孫等の遺族補償の受給資格等については、孫等に当該職員と共に一次的な扶養義務者である親又は子があり、同一の生計関係にあった場合には、職員と孫等との生計関係のほか、当該一次的な扶養義務者による孫等の扶養の事実、扶養能力等についても把握し、その生計維持関係を遺族補償の本旨、社会通念等に照らして総合的、実質的に判断する。
- 3 職員の死亡当時、孫等の一次的な扶養義務者が孫等について勤務先から扶養手当等を受け、又は税法上扶養控除を受けるなどの扶養の事実が認められ、かつ、孫等が当該扶養義務者の収入によって国民一般の標準的な水準を下回らな

い生活水準を維持しうる状況にあったと認められる場合には、職員が孫等の属する家計の一部を負担していたとしても、職員と孫等の間には生計維持関係は認められないものとする。